

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成21年(行ツ)第228号 平成21年(行ヒ)第287号
決 定 日	平成21年9月18日
裁 判 所	最高裁判所第二小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	中 川 了 滋 今 井 功 古 田 佑 紀 竹 内 行 夫
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 加 西 市 同 代 表 者 市 長 中 川 暢 三 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 崎 喜 代 志 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 平 田 元 秀 ほか
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成20年(行コ)第167号(平成21年4月24日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

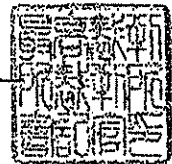
平成21年9月18日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 朱 宮 陽 (印)

これは正本である
同日同庁

裁判所書記官 朱 宮 陽



(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうものと解されるが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。